主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、新たな証拠の取調べを求めるものであつて、刑訴法四 〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべ きものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和四九年二月二六日

## 最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 関   | 根 | /]\ | 郷 |
|--------|-----|---|-----|---|
| 裁判官    | 天   | 野 | 武   | _ |
| 裁判官    | 坂   | 本 | 吉   | 勝 |
| 裁判官    | 江 里 | П | 清   | 雄 |
| 裁判官    | 高   | 辻 | 正   | 己 |